

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の更なる推進に向けた取組について（通知）

行政課題が複雑・多様化する一方で、人口減少・少子高齢化が進むなど、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化する中で、行政課題に的確に対応し、住民の要望に応えていくためには、地方公共団体の職員一人ひとりが心身共に健康で、その能力を十分発揮できることが求められます。

総務省が実施した「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」によれば、メンタルヘルス不調による長期休務者は、全国で50,176人（対前年1,224人増）、割合は1.5%（対前年同）であり、また、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）が毎年実施している「地方公務員健康状況等の現況」によれば、メンタルヘルス不調による長期休務者は、10年前の約1.9倍、15年前の約2.1倍と増加傾向が続いていることが明らかになっております。こうした状況を踏まえ、引き続き、各地方公共団体において、地方公務員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが重要です。

総務省では、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）・安衛協と連携して令和3年度から継続して研究会を開催し、地方公共団体のメンタルヘルス対策のあり方を検討しており、令和4年度には、地方公共団体の支援策として、「メンタルヘルス対策に関する計画（例）」※を作成し、令和5年度からは、地方公共団体の実情を直接聞く場、地方公共団体間の情報交換の場づくりとして研究会委員が現地へ赴き、地方公共団体参加型での研究会を開催しており、令和6年度には、若年層職員・管理監督者に向けた取組をテーマに報告書が取りまとめられ、リーフレットも作成されたところです。

令和7年度の研究会では、メンタルヘルス対策に関する計画策定率が低水準であることから、未策定団体における計画を策定していない理由を把握し、解決策を検討するとともに、これまでの研究会において専門人材を確保することが困難といった声があったことを受け、保健師や産業医等の専門職の確保策等について、引き続き地方公共団体参加型での研究会を開催し、課題等を直接聴取しながら意見交換が行われたところであり、そこで得られた知見や取組事例等を参

考として、今般、研究会報告書が取りまとめられました。

当該報告書においては、メンタルヘルス対策に関する計画策定に当たっての課題等を踏まえたポイントや、保健師や産業医等の専門人材の確保に当たっての取組についてまとめられています。

職員がメンタルヘルス不調に至る要因は様々であり、その対策は多岐にわたることから、組織のトップである知事・市町村長等のリーダーシップの下、人事担当部局のみならず各部局、職場内外の医師、産業保健スタッフ等が有機的に連携した全庁的な体制を確保し、メンタルヘルス不調の予防から再発防止までの各段階に応じて、計画的かつ継続的に対応することが重要です。そのためにも、組織内外の関係者間のそれぞれの役割や連携を体系立てて示したメンタルヘルス対策に関する計画の自主的な策定等を通じて、メンタルヘルス対策を着実に実施する必要があります。

こうしたことを踏まえ、各地方公共団体におかれては、研究会報告書を参考としていただき、引き続き、メンタルヘルス対策の更なる推進に向けて対応いただくようお願いします。

報告書（電子データ）は、総務省のホームページに掲載しているほか、安衛協から各地方公共団体の安全衛生担当課に報告書（冊子）を送付しています（概要は参考1参照）。

また、それぞれの団体におけるメンタルヘルス対策に関する計画の策定に当たって専門的な見地から助言する支援策として、令和8年度より、安衛協において、基金からの委託を受け、計画策定（改定を含む。）を検討する団体へのアドバイザー（臨床心理士等の専門家）派遣と、メンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会（地方公共団体間での意見交換の場も設定予定）の開催が予定されており、参考2のとおり案内が発出されておりますので、積極にご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

※「メンタルヘルス対策に関する計画（例）」は、各地方公共団体における全庁的・継続的なメンタルヘルス対策の推進のための支援策として作成されたものであり、地方公共団体の規模に関わらず、地域の実情に合わせて自主的に計画等を策定し、メンタルヘルス対策の効果的な実施につなげられるよう、3部構成（本編、別冊、簡易版）となっている（参考3参照）。

（参考）令和7年度地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会報告書

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/anzen_koumu_mhr7.html

（連絡先）

自治行政局公務員部安全厚生推進室

出口、赤嶺

TEL:03-5253-5560（直通）

E-mail: anzenkousei01@soumu.go.jp

令和7年度 地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会 報告書 概要

参考1

(令和8年3月)

1. メンタルヘルス対策の現状と課題

- メンタルヘルス対策に関する計画策定率が低水準であることから、未策定団体における計画を策定していない理由を把握し、解決策を検討するとともに、これまでの研究会において専門人材を確保することが困難といった声があったことを受け、保健師や産業医等の専門職の確保策等について調査研究を実施。
- 研究会委員が現地（北海道、徳島県）へ赴き、地方公共団体参加型の研究会を開催（以下「現地開催」という。）。地方公共団体の課題等の聴取や参加団体の情報共有の場として活用。

2. メンタルヘルスに関する方策等

● メンタルヘルス対策に関する計画の策定支援

- 計画の策定支援策として、令和4年度研究会において、計画（例）を作成し、公表している。
- 計画策定に当たっての課題等を踏まえたポイントは以下のとおり。

計画策定の意義	計画等を策定すること自体が目的ではなく、メンタルヘルス対策を全庁的・継続的な取組として推進し、その実効性を高めることにある。
計画の策定手法	自主的に策定するものであり、それぞれの地域の実情に応じて対応いただくもの。法令により策定が求められている計画にメンタルヘルスに関することを盛り込むことにより取組を推進する方法も考えられる。
無理のない計画の策定	メンタルヘルス対策は、実行したからといってすぐに休務者の減少につながる訳ではない。無理のない活動計画とすることが重要。
専門人材の活用	計画策定支援策として、アドバイザー派遣、研修会の開催を実施。
「健康経営」の視点	近年、民間企業を中心に「健康経営」という取組が進められている。「健康経営」の視点を取り入れることも効果的。

● 保健師や産業医等の専門職の確保策

- 特に小規模団体では専門人材の確保が困難であることを踏まえ、下記のような取組が行われている。

国・関係団体	都道府県	市町村
・人材確保に係る交付税措置 ・専門人材の派遣 ・相談窓口の設置 ・好事例の横展開 等	・県と市町で精神科医と保健師を共同設置（愛媛県）	・退職保健師の再任用 ・周辺地方公共団体と共同での外部資源活用 等

3. 今後の方向性

- 一定の方向性が整理できたことから研究会を終了。
- 現地開催が好評価だったことを踏まえ、地方公共団体間の情報共有の場の設定（右記参照）。
- 個別団体へのアドバイザー派遣や好事例の横展開。
- 各種支援策の積極的な広報。

※現地開催 事後アンケート結果

100%

今回の研究会(現地開催)が参考になったか (n=63)	研究会全体		
		計	
とても参考になった	会場	34.9% (22)	46.0% (29)
	オンライン	11.1% (7)	
参考になった	会場	15.9% (10)	54.0% (34)
	オンライン	38.1% (24)	
あまり参考にならなかった	会場	0% (0)	0% (0)
	オンライン	0% (0)	
どちらともいえない	会場	0% (0)	0% (0)
	オンライン	0% (0)	

事業概要

- メンタルヘルス対策に関する計画（以下「計画」という。）を策定又は改定しようとする地方公共団体を対象に、メンタルヘルス対策支援アドバイザー（臨床心理士等の専門家）を派遣し、計画の策定（改定）支援を実施します。
- また、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会を開催します。

1 計画策定に係るアドバイザー派遣

対 象：計画を策定又は改定しようとする地方公共団体

事業内容：臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、専門家・総務省による計画策定等に係るヒアリング、助言を実施します。

（1回当たり2時間程度を想定）※オンラインでの対応も可能 ※必要に応じてフォローアップ支援を実施

費 用：無料（派遣に係る謝金・旅費等は当協会が負担します。）

申 込 等：事前に電話又はメールにてお問い合わせをいただいた上、派遣希望日の概ね1か月半前までに「派遣要請書」を提出してください。
日程等を調整し、派遣の決定を行います。

2 計画策定支援等に関する研修会

対 象：地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者

研修内容：総務省による計画等に関する説明、専門家による講義、専門家・地方公共団体の担当者間の意見交換等を実施します。

（1回当たり1時間半～2時間程度を予定）

開催方法：対面・オンラインのハイブリッド

受講料：無料（研修会の参加に要する旅費等は地方公共団体でご負担いただきます。）

開催日程：開催場所を含め、後日お知らせします。

申 込 等：開催場所・日程を決定した後、開催案内を地方公共団体宛てにお知らせします。研修会への参加を希望する地方公共団体はそれぞれ設定する期限までに参加申込書をご提出ください。



地方公共団体の長 様
(安全衛生担当課扱い)

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会
理事長 橋本 嘉一
(公印省略)

メンタルヘルス対策に関する計画の策定支援等について (ご案内)

当協会の業務運営につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、令和8年度より、地方公務員災害補償基金の委託を受け、メンタルヘルス対策に関する計画(以下「計画」という。)を策定又は改定しようとする地方公共団体を対象に、メンタルヘルス対策支援アドバイザー(臨床心理士等の専門家)を派遣し、計画策定(改定)支援を実施することといたしました。

詳細は下記のとおりですので、ぜひともご活用くださいますようご案内申し上げます。

なお、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会の開催も予定しており、別途ご案内申し上げます。

記

- 1 対 象 計画を策定又は改定しようとする地方公共団体
- 2 事業内容 臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、専門家・総務省による計画策定等に係るヒアリング、助言を実施します(1回当たり2時間程度を想定)。また、必要に応じて、フォローアップ支援を実施します。
オンラインでのアドバイザーへの相談等を希望する地方公共団体への、アドバイザーオンライン派遣も実施します。
- 3 費 用 無料(派遣に係る謝金・旅費等は当協会が負担)
- 4 申込期間 令和8年4月1日から令和9年1月8日まで
(アドバイザーの派遣は、令和9年2月上旬までを予定)
- 5 申込方法 事前に電話又はメールにてお問い合わせいただいた上で、派遣希望日の概ね1か月半前までに別添の「派遣要請書」を提出してください。日程等を調整し、派遣の決定を行います。

〔問合せ先〕 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課
〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目2番地 垣見麹町ビル3F
電話：03-3230-2021 E-mail：keikaku.ad@jalsha.or.jp

メンタルヘルス対策に関する計画の策定・改定に係る
メンタルヘルス対策支援アドバイザー派遣要請書

地方公共団体名			
組 織 情 報	所在地	〒	
	担当者 連絡先	所属	TEL
		役職	FAX
		氏名	e-mail
	担当課等の 構成	(策定・改定に携わる者のみ記載)	
	産業保健 スタッフ	産業医 名 (うち精神科・心療内科 名)、保健師・看護師等 名 ※職場外資源を活用している場合はその詳細を記載してください。	
	安全衛生委員 会等の構成	名称: 構成:	
計画の 対象部局	(該当するものに☑) <input type="checkbox"/> 全部局 <input type="checkbox"/> 首長部局 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 公営企業		
上記の 職員数	(R 年 月現在) 名	(うち精神および行動の障害による長期病休者数 (過去3年)) R 年 名、R 年 名、R 年 名	
策定・改定 の別	(いずれかに☑) <input type="checkbox"/> 策定 ・ <input type="checkbox"/> 改定 ※改定の場合、既存の計画を添付してください。		
メンタルヘル ス対策に関する 計画の策定・改定に 関してアドバイ スを受けたい 内容 (詳細に)			
その他 (策定・改定の契 機・背景、現状の 課題等)			
策定・改定 予定期日			
派遣希望時期			
令和 年 月 日			
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 橋本 嘉一 様			
代表者 職・氏名			
上記の内容についてアドバイザーの派遣を要請します。			

メンタルヘルス対策に関する計画の策定・改定に係る
メンタルヘルス対策支援アドバイザー派遣要請書

地方公共団体名	〇〇市	
組織情報	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
	担当者連絡先	所属 〇〇部〇〇課 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 役職 主査 FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇 e-mail 〇〇〇@〇〇.〇〇.jp
	担当課等の構成	(策定・改定に携わる者のみ記載) 課長、課長補佐、係長、主査、主事 2名
	産業保健スタッフ	産業医 1名 (うち精神科・心療内科 1名)、保健師・看護師等 1名 ※職場外資源を活用している場合はその詳細を記載してください。
	安全衛生委員会等の構成	名称: 〇〇市労働安全衛生委員会 構成: 副市長 1名、部長級 6名、衛生管理者 1名、産業医 1名、職員団体推薦者 7名
	計画の対象部局	(該当するものに☑) <input checked="" type="checkbox"/> 全部局 <input type="checkbox"/> 首長部局 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 公営企業
	上記の職員数	(R 7年 〇月現在) (うち精神および行動の障害による長期病休者数 (過去3年)) 〇〇〇名 R 4年 2名、R 5年 3名、R 6年 4名
策定・改定の別	(いずれかに☑) <input checked="" type="checkbox"/> 策定 ・ <input type="checkbox"/> 改定 ※改定の場合、既存の計画を添付してください。	
メンタルヘルス対策に関する計画の策定・改定に関してアドバイスを受けた内容 (詳細に)	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健スタッフが充足していない状況下でのメンタルヘルス対策について 若年層職員に対する取組について ラインケアのあり方について学び、計画に盛り込みたい 一次予防に主眼を置いた計画としたい メンタルヘルス対策の体制構築とともに計画を策定したい 小規模団体のメンタルヘルス対策の取組方法 効果指標は何を採用し、どのように目標を設定すれば良いか 「計画」として策定する意義 	
その他 (策定・改定の契機・背景、現状の課題等)	(注 自由記載であるため、この欄は空欄でも構いません。) <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあるため、メンタルヘルス対策の体制構築とともに計画を策定したい 専門人材がおらず計画策定に着手できていなかったが、この機会に策定したい 	
策定・改定予定期日	令和〇年度末	
派遣希望時期	令和〇年度の後半 (10月～1月)	
令和 〇年 〇月 〇日		
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 橋本 嘉一 様		
代表者 職・氏名 市長 〇〇 〇〇		
上記の内容についてアドバイザーの派遣を要請します。		

メンタルヘルス対策に関する計画（例）の概要

参考3

計画（例）の構成

- 令和4年度研究会の地方公共団体委員が所属する当該団体の計画等を中心に、令和4年度アンケート調査において収集した地方公共団体の実際の計画等を参考にして作成。
- 地方公共団体の実情に応じて活用できるよう、「本編」「別冊」「簡易版」の3部で構成。

【本編】

- ・地方公共団体の規模に関わらず、自主的な策定が可能となるよう、基本的・普遍的な内容をまとめた。
- ・4つのケアのうち「セルフケア」、「ラインケア」及び「職場内産業保健スタッフ等によるケア」の3つのケアを中心にまとめた。

【別冊】

- ・【本編】には記載していない、4つのケアの残りの「職場外資源によるケア」の取組内容や、地方公共団体が実際に取り組んでいる特定の課題に応じた具体的な取組例等。
- ・地方公共団体の状況に応じて計画等に追記することを想定。

【簡易版】

- ・小規模地方公共団体等が計画策定に着手しやすいよう、計画の形式によらず各取組を網羅的に一枚の表に整理。
- ・各予防段階に応じたケアの項目ごとの実施者・関与者を、記号で記載し、一目で凡例が確認可能。
- 4つのケア・3つのケアの2パターンあり。

(I) 本編

“〇〇〇(団体名)”メンタルヘルス対策に関する計画
～ 職場における心の健康づくり ～
(例)

令和〇年〇月〇日 制定

- * この計画(例)は、令和4年度の「総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会」に参画する地方公共団体委員が所属する埼玉県、東京都、福島県いわき市における計画等を中心に、総務省において調査した地方公共団体が実際に策定している計画や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省策定)等を参考に作成したものです。
- * この「(I) 本編」では、地方公共団体において取り組んでいた「セルフケア」「ラインケア」「職場内産業保健スタッフ等によるケア」の3つのケアを記載しています。
- * 4つのケアのうちもう一つの「職場外資源によるケア」の取組内容やさらなる取組事例などは、本編とは別に作成した「(II) 別冊」に掲載しており、地方公共団体の状況に応じて計画等に追記することを想定しています。
- * 例えば「1. 基本方針」では地方公共団体独自の基本方針を明記していただくため、具体的に記載していませんが、「(II) 別冊」には参考例を掲載しています。

(II) 別冊

「メンタルヘルス対策に関する計画
～ 職場における心の健康づくり～
のさらなる充実に向けた方策及び取組事例等

- * この「(II) 別冊」には、「(I) 本編」には記載していない、4つのケアの残りの「職場外資源によるケア」の取組内容やさらなる取組事例などを掲載しており、地方公共団体の状況に応じて計画等に追記することを検討してください。
- * 「(I) 本編」の該当箇所を【 】表記するとともに、さらなる取組等を追記したイメージを掲載しています。
- * 関連するトピックスのほか、例えば「(I) 本編」の「1. 基本方針」では地方公共団体独自の基本方針を明記していただくため、具体的に記載していませんが、この「(II) 別冊」では参考例を掲載しています。

“団体名”メンタルヘルス対策における予防段階別の3つのケアに関する計画(例)【簡易版】

表題の「団体名」を自らの団体名に置き換えるだけで、計画完成

① 職場外での相談の実施 / (外) (保) (人)
管内の医療機関等において、職場外での相談を実施する。

② 職場内相談窓口との連携 / (外) (管) (保) (人)
職場外資源の主治医等と、管理監督者や職場内産業保健スタッフ等は、必要に応じ、休務者の了承を得て面談や連絡をとるなどし、治療方針や職場に求められる配慮内容などについて主治医から助言を受ける。